

総社市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月24日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第27号

総社市税条例の一部を改正する条例

総社市税条例（平成17年総社市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(被災住宅用地の申告) 第74条の2 略 <u>(現所有者の申告)</u> 第74条の3 <u>現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）</u></p> <p><u>(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</u></p> <p><u>(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u> (固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をし</p>	<p>(被災住宅用地の申告) 第74条の2 略</p> <p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対</p>

改正後	改正前
なかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2及び3 略	し、10万円以下の過料を科する。 2及び3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の総社市税条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。